

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	消費喚起クーポン券(いーとばい)事業	①物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者への下支えや事業者等の売上拡大を図る。 ②市民1人当たり5,000円のクーポン券もしくはMINAコインを配付。 ③・クーポン券:@5,000円*20,500人=102,500千円 ・MINAコイン:@5,000円*20,500人=102,500千円 ・事務費(会計年度任用職員人件費(社会保険料等含む)1,367千円(7人×1月+1人×5月)、通勤費用弁償82千円、消耗品300千円、印刷2,335千円、郵送2,197千円):6,281千円 ④市内飲食業・小売業等	R7.4	R7.10
2	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業用燃油高騰対策事業	①施設園芸の生産に要する寒冷期の加温燃油及び葉たばこ育苗用燃油と葉たばこ乾燥用燃油の価格が高騰し、農家の経営の悪化を招いていることから、安定した園芸農産物及び葉たばこの生産体制を構築する。 ②施設園芸において加温及び乾燥を目的に使用する燃油の購入に要する補助金 ○加温用燃油 ③各団体燃油使用量3,160,000ℓ×補助金@10円 ④施設園芸農家及び葉たばこ農家 令和7年1月～令和7年12月 ○乾燥用燃油 ③葉たばこ農家116名及び受委託共同乾燥4組合の燃油使用料436,000ℓ×補助金@10円 ④葉たばこ農家及び受委託共同乾燥組合 令和7年5月～令和7年8月31日	R7.4	R8.2
3	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	家畜飼料高騰特別対策事業	①家畜飼料価格が高騰し、畜産経営に大きな影響を及ぼしているため、配合飼料価格安定基金制度の農業者積立金等に助成を行うことにより畜産の安定的発展を図る。 ②事業主体市内に経営の主体を置く配合飼料価格安定基金制度へ加入又は加入見込みである畜産農家に対する飼料購入にかかる補助 ③事業内容 R6契約予定数量 60,000t×1.05(基金協会現加入1.0+新規加入予定0.05)×補助金@200円(基金積立金半額) ④事業主体市内に経営の主体を置く配合飼料価格安定基金制度へ加入又は加入見込みである畜産農家 令和6年4月1日～令和7年3月31日	R7.4	R7.8
4	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業	①輸入粗飼料等の価格が上昇し、酪農経営を圧迫している。そのため生産コスト削減や国産粗飼料の利用拡大に取り組む生産者に対し、粗飼料購入の一部を補填することで、畜産農家の経営安定化を図る。 ②畜産農家・酪農組合に対する粗飼料購入費用の一部助成 ③1,458頭×補助金@10,000円 ④市内に経営の主体を置く畜産農家又は酪農業協同組合 令和6年4月1日～令和7年3月31日	R7.4	R7.8
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	優良肉用子牛生産推進緊急対策補完事業	①家畜飼料価格高騰により肉用牛の需要が減少し、肉用子牛価格が下落する中、畜舎の環境改善や疾病防止等経営改善に取り組む肉用子牛生産者に対して支援し、生産者の意欲を高め、肉用子牛の生産基盤維持・強化を図る。 ②子牛生産費に対する補助金 ③県南家畜市場に出荷される子牛1,193頭×補助金@10,000円 ④市内肉用牛繁殖農家(島原雲仙農業協同組合) 令和6年4月1日～令和7年3月31日	R7.4	R7.8

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業用燃油高騰対策事業	①物価高騰で、漁業用燃油が高騰しており、漁業経営に影響を及ぼしていることから、漁業用燃油の一部を支援するもの。 ②市内漁協に所属する正組合員で漁業経営セーフティネット事業への加入者に漁業用燃油(A重油、軽油、ガソリン、その他)1ℓ当たり10円(上限1人あたり100万円)の支援 ③132人×7,100ℓ×10円=9,372千円 組合員:132人(セーフティネット加入者) 予定数量:R5実績の約1.5倍を想定 補助額:1ℓあたり10円(上限1人あたり100万円) ④漁業経営セーフティネットに加入している市内漁協の正組合員 令和7年1月1日～令和7年12月31日油、ガソリン、その他)1ℓ当たり10円(上限1人あたり100万円)の支援	R7.4	R7.12
7	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設電気料金高騰対策支援事業	①土地改良区が所有又は管理する農業水利施設の電気料金の高騰対策として支援する。 ②令和3年(4月～1月)に対する令和6年度(4月～1月)の電気料金の一部を補助する ③令和3年(4月～1月)に対する令和6年度(4月～1月)の電気料金高騰分 南島原土地改良区 @369,000円×1/2 島原深江土地改良区 @805,000円×1/2×1/2 補助額【南島原土地改良区184,500円】、【島原深江土地改良区201,250円】 ④農業水利施設を所有管理する土地改良区	R7.4	R7.6
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食会原油価格・物価高騰対策事業	①原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受け、学校給食の質を維持し提供するためには、給食費を値上げせざるを得ない状況となっている。 そのため、給食費の増額分について交付金を活用して、保護者への負担軽減を図る。 ②給食会へ給食費増額分を補助金として支給。 ③物価高騰による給食費増額分を南島原市学校給食会へ補助することにより、質を維持し、かつ各家庭における給食費の負担軽減を図り、学校給食を提供する。 <内容>令和7年度の学校給食費について、令和6年度保護者負担分の給食費からの増額分について補助を行い、保護者への負担軽減を図る。 (内訳) 小学生 1食あたりの増額分47円*1,489人*194日＝13,577千円 中学生 1食あたりの増額分57円* 794人*194日＝8,780千円 ④市内小中学校の児童生徒の保護者(南島原市学校給食会) 各家庭が支払う給食費は、学校給食会から口座振替(毎月、自動引き落とし)を行っており、学校給食会へ物価高騰による給食費増額分を補助することにより、各家庭への負担を増やすことなく学校給食の質を維持することができる。(教職員の給食費は含まない。)	R7.4	R8.3